

令和3年第2回 土浦市農業委員会総会議事録

1 開会の日時および場所

令和3年2月10日（水） 午後2時
土浦市本庁舎301会議室

2 議事日程

報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第7号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理
について

議案第6号 農地法第3条の規定による権利の設定・移動の許可について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について

議案第8号 農用地利用集積計画について

3 出席した委員

1番 萩 島 一 郎	2番 飯 塚 利 之	6番 菅 谷 幸 治
7番 飯 島 栄	9番 川 村 剛 久	10番 栗 原 敦 子
11番 井 沢 清	12番 高 橋 弘 一	

4 欠席委員

3番 浅 野 均	4番 埴 佳 樹	5番 柴 沼 栄
8番 高 野 三 郎		

※総会は、現に在任する委員（12名）の過半数が出席することで開催となります。
新型コロナウイルス感染症防止対策として、過半数となる8名が出席しました。

5 説明のため出席した者

事務局長 下村 浩	局長補佐兼農地係長 坂本 直親	主 幹 中村 裕一
主 幹 圓城寺 陽一	主 事 中野 沙耶香	

6 総会の大要 午後2時40分閉会

議 長	<p>只今、出席委員は8名で総会は成立いたしました。</p> <p>よって、これより、令和3年第2回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の欠席委員を申し上げます。3番 浅野委員，4番 埴委員，5番 柴沼委員，8番 高野委員，以上4名の方が欠席となります。</p> <p>次に，議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は，会議規則第13条の規定により，6番 菅谷委員，7番 飯島委員，以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により，総会は公開することになっております。発言の際は，個人情報に関する事項について住所・氏名・所在等については発言しないようお願いいたします。</p> <p>なお，発言の際は挙手のうえ，指名されてから，起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また，「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき，農業委員会の委員は，自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については，その議事に参与することができませんので，事前に退席をお願いいたします。</p> <p>それでは，早速議事に入ります。</p> <p>報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第6号について議案書のとおり報告)</p>
議 長	<p>只今の報告について質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで，報告第6号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第7号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第7号について議案書のとおり報告)</p>
議 長	<p>只今の報告について，質問はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで，報告第7号については原案通り承認します。</p> <p>次に議案に入ります。</p> <p>議案第6号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を上程いたします。1番を1番 萩島委員から説明をお願いします。</p>

萩島委員	<p>1番 萩島です。議案第6号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」の1番を説明いたします。去る2月3日、栗原委員、井沢委員、私と事務局5名で調査を行いました。</p> <p>1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 306㎡、譲受事由は農業経営規模拡大のため、作付予定はネギです。譲渡事由は耕作出来ないため、売買による所有権移転です。軽トラック1台を所有しており、その他農機具は所有していませんでした。作付予定であるネギは、手作業で行うとのこと。以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、萩島委員から説明がありました。この件につきまして質問ございますか。</p>
井沢委員	<p>11番 井沢です。譲受人は農地を6反歩ほど所有しておりますが、農機具を一切所有しておらず、実際に農業に従事しているのかという意見が現地調査時に出ました。今後も同様の案件は出てくると思いますので、意識の統一ができたらと思います。</p>
議長	<p>譲受人は、今後、申請地を転用するつもりなのでしょうか。</p>
萩島委員	<p>面積も小さいですし、売買金額も適正な範囲だと思いますので、転用目的かどうかはわかりません。仮に不許可とした場合、耕作放棄地として荒廃し、後に非農地扱いとなるような立地と考えます。そのため、所有権移転し、農地として使用したい人がいるのであれば、許可してもよいのではないかというのが、現地調査時の意見です。</p>
飯塚委員	<p>2番 飯塚です。今回は面積が小さく、家庭菜園レベルなので、農機具を使用しなくても手作業でできるかと思えます。大規模面積を売買する際に農機具を所有していない場合、慎重に審議をしなければならないと思いますが、第三者に耕作をさせることを良しとするのかなどを含めて、農業委員会として話を詰めていかないといけないと思えます。</p>
川村委員	<p>9番 川村です。譲受人の現状ですが、田んぼは作っております。機械を借りているのかは不明ですが、自ら耕作しに田んぼに来ているのを見かけたことがあります。稲刈りは第三者に頼んでいるのかもしれませんが、実際に田んぼの整備などは譲受人本人が行っております。</p>
議長	<p>本人が耕作する意思もありますし、現状も耕作しているので、許可してもよいかと思えますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしということで、議案第6号「農地法第3条の規定による権利の設</p>

<p>栗原委員</p>	<p>定・移転の許可について」の1番は許可することに決めます。 次に議案第6号の2番を10番 栗原委員から説明をお願いします。</p> <p>10番 栗原です。議案第6号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」の2番を説明いたします。去る2月3日、萩島委員、井沢委員、私と事務局5名で調査を行いました。</p> <p>2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 9,850㎡、譲受事由は以前より借り受けていた農地を新規に譲り受けるため、作付予定は梨です。譲渡事由は耕作出来ないため、売買による所有権移転です。以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>只今、栗原委員から説明がありました。この件につきまして質問ございますか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしということで、議案第6号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」の2番は許可することに決めます。 次に議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」を上程いたします。11番 井沢委員から説明をお願いします。</p>
<p>井沢委員</p>	<p>11番 井沢です。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」を説明いたします。去る2月3日、萩島委員、栗原委員、私と事務局5名で調査を行いました。</p> <p>1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 313㎡、転用目的は申請地へ自己住宅を建築したいため、売買による所有権移転です。農地区分は甲種農地です。以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>前回の総会時に取下げになった案件ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>前回の総会時に申請がありましたが、試掘で埋蔵文化財が発掘されたため、前回の総会時に取下げとなりました。その後、調整が済んだため、今回、改めて申請をされました。</p>
<p>議長</p>	<p>この件につきまして質問ございますか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしということで、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」は許可することに決めます。 次に議案第8号「農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務</p>

事務局	<p>局より説明をお願いします。</p> <p>議案第8号「農用地利用集積計画について」を説明いたします。今月は全部で18件あり、1番から13番が新規設定となり、14番から18番が再設定となります。1番から4番の耕作者はかすみがうら市在住で、土浦市内では4,377㎡耕作しており、かすみがうら市内では3町5反を耕作しております。7番から8番の耕作者は、相対で借りていた場所に利用権を設定するものです。14番から16番の耕作者はかすみがうら市在住で、土浦市内では3,343㎡耕作しており、かすみがうら市内では1反7畝を耕作しております。農業経営状況等詳細につきましては、議案書記載のとおりですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありました。この件につきまして、質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしということで、議案第8号「農用地利用集積計画について」は原案通り決めます。</p> <p>以上で令和3年第2回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。</p>

令和3年2月10日

議長

署名人

6番

7番